

軽石の大量漂流・漂着に関する意見書

今年8月に発生した小笠原諸島・福徳岡ノ場の海底噴火に由来すると見られる軽石が、10月初旬から沖縄県内各地の海岸や港湾に大量に漂着している。

この軽石の漂流・漂着により、読谷村の都屋漁港沖合のジンベイザメ生け簀と定置網への影響が懸念され、県内漁業への影響が深刻化している。さらに、ビーチ沿いのホテルやマリンレジャーなどでキャンセルが発生するなど観光業にも影響が出ており、沖縄観光全体のイメージダウンによる今後の観光需要の回復の足かせになりかねない事態となっている。加えて、大量の軽石が長期間にわたり海面を覆うことにより藻類や魚類の成長等に影響を及ぼす可能性が指摘されるなど、サンゴ礁や白い砂浜等も含めた本県の貴重な自然環境への深刻な影響が懸念されている。

この状況に対し、影響の長期化を防ぎ、様々な分野において迅速かつ継続的に対応していくための支援が必要であることから、下記事項について特段の措置を早急に講じられるよう強く求める。

記

- 1 港湾・漁港・海岸・河川等における軽石や被害状況を調査した上で、災害復旧事業への認定を急ぎ、軽石の回収・処理や漂着等防止対策に関する人員及び資機材等の派遣支援並びに財政支援を行うこと。
- 2 軽石による漁船・船舶の故障、修理及び被害防止策等への財政支援を行うこと。また、漁船保険が適用できるようにすること。
- 3 軽石による被害や影響を受けた漁業及びマリンレジャーなどの観光業等に対し財政支援を行うこと。
- 4 船舶の航行及び漁船などの操業の安全を確保する観点から、軽石の最新の漂流状況と今後の予測等について関係者に対し情報提供を行い、沿岸域から公海にかけて漂流している軽石の回収を行うこと。
- 5 軽石による水産資源、サンゴ礁の生物、海岸景観、海岸生態系等の自然環境への影響に関する調査を実施するとともに、その保全・再生に必要な対策に関わる財政支援を行うこと。
- 6 回収した軽石の安全性確認及び処分または活用方法に関する技術的支援を行うこと。
- 7 市町村が先行して行っている軽石対策に対する財政支援を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年12月16日

沖縄県読谷村議会

あて先 内閣総理大臣、内閣官房長官、農林水産大臣、国土交通大臣、環境大臣、
沖縄及び北方対策担当大臣、沖縄県知事